



Vol.12

社員福利センター  
ワークショップ・フレンド分場



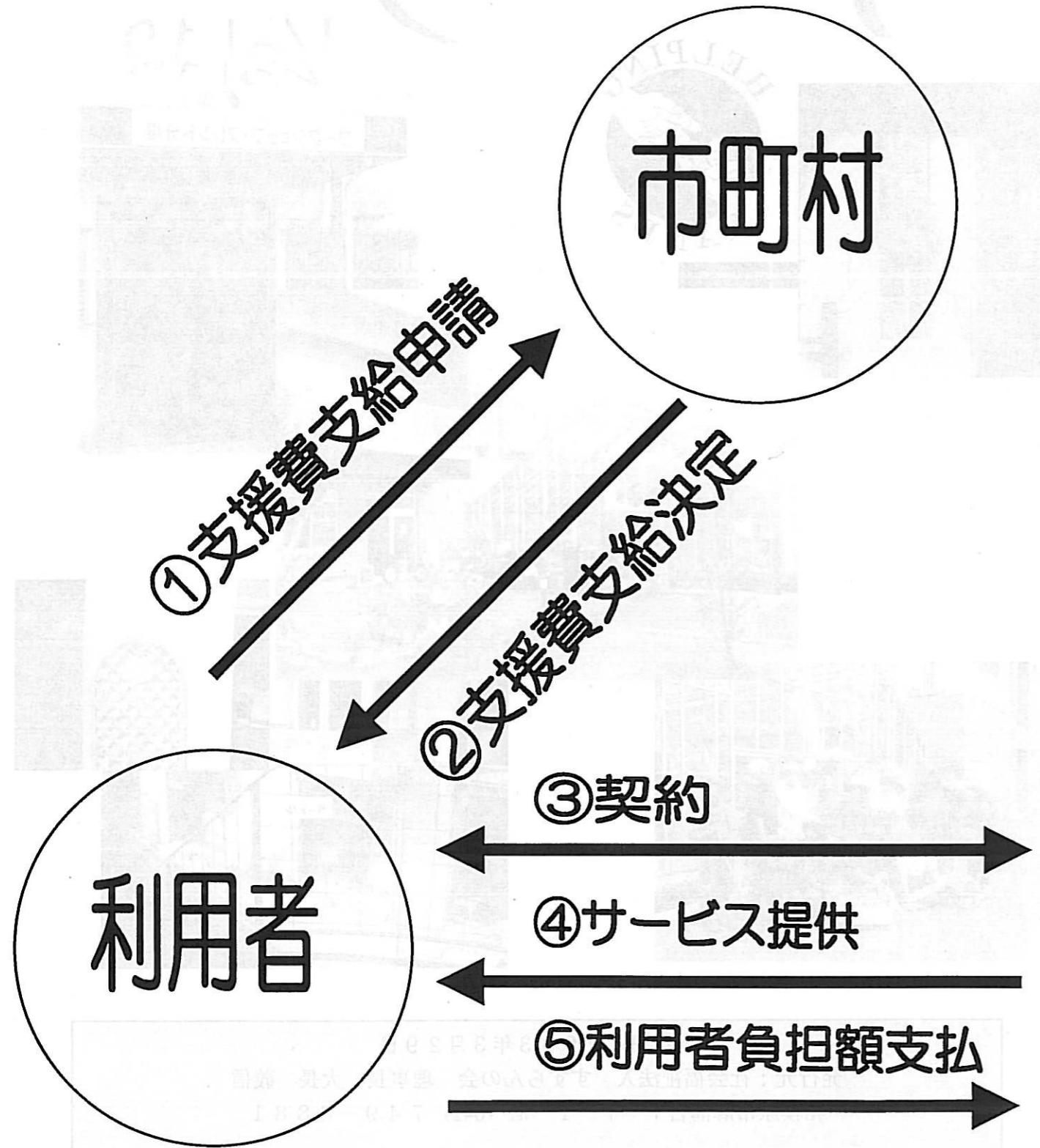
発行日：2003年3月29日

発行元：社会福祉法人 すずらんの会 理事長 大長 義信

相模原市麻溝台7-7-1 TEL (042) 749-8881

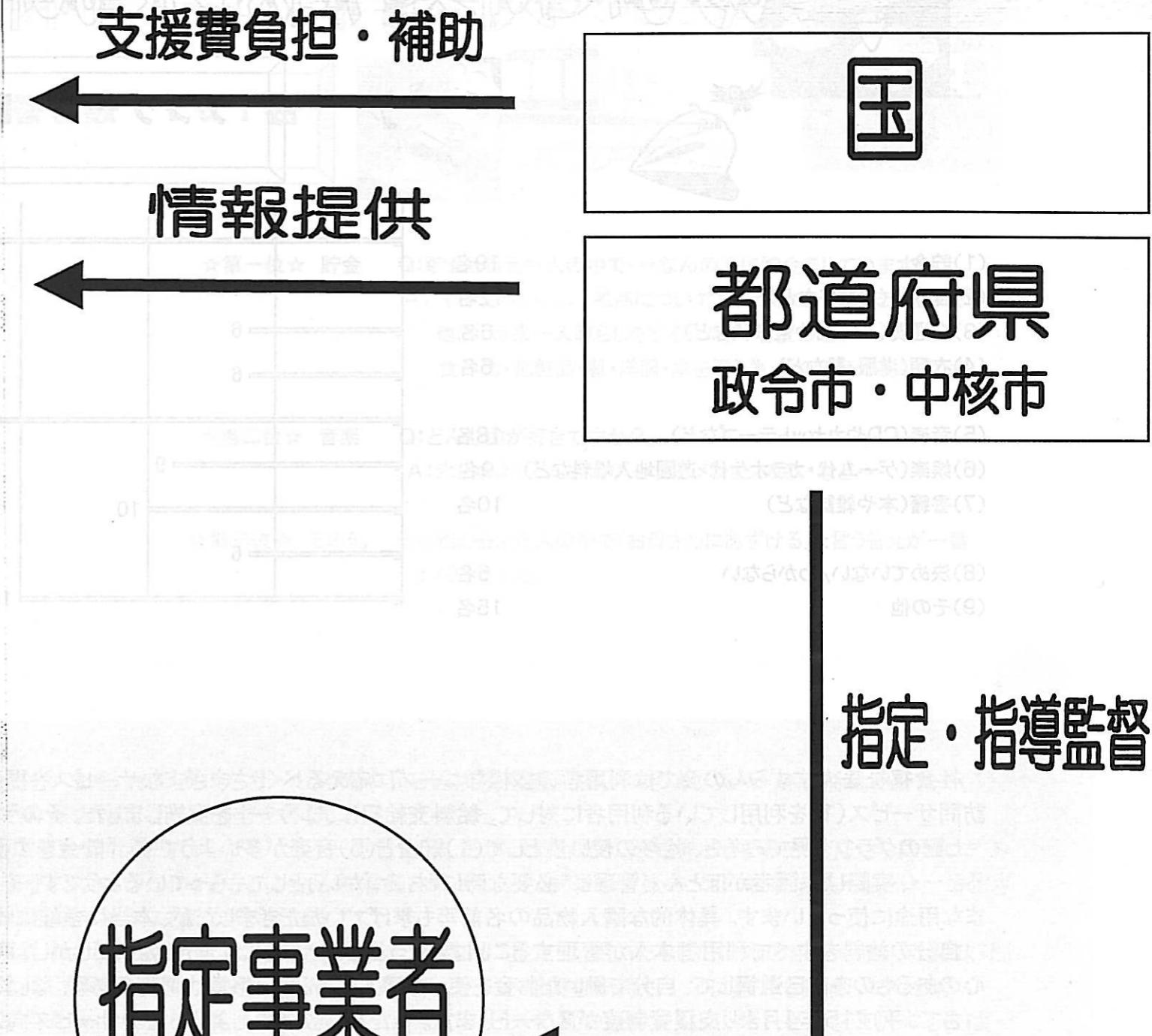
## 支援費制度

支援費制度は、ノーマライゼーションの理念の下、障害のある方が自己を目的とした制度です。支援費制度のもとでは、利用者が契約に費用について、支援費という公的助成を受け取ることができます。



## もう一度確認しましょう！！

ら決定することを尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供する基づいてサービスの提供を受け利用料を支払うことになりますが、そ





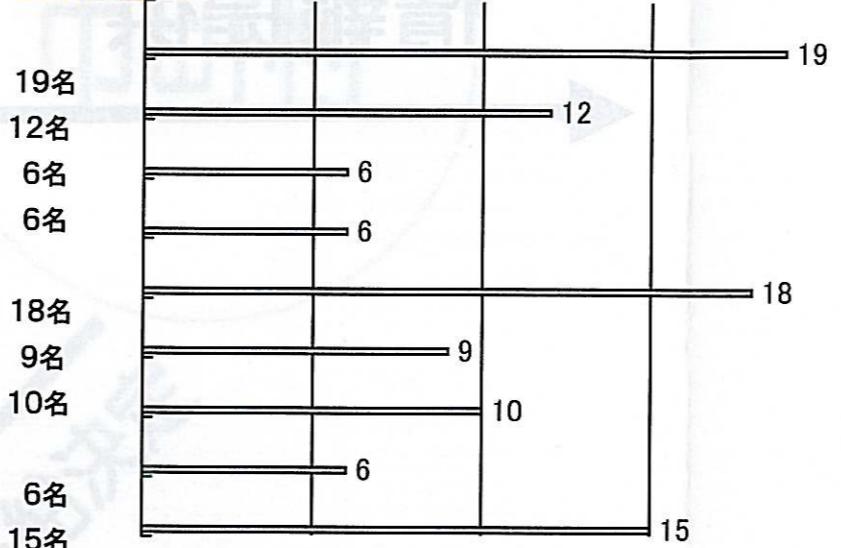
# あなたが受け取ったお給料 何で使いますか?



アンケート 回答者数 101名



- (1)貯金
- (2)食べ物(お菓子など)
- (3)交通費(バス代や電車代など)
- (4)衣類(洋服・靴など)
- (5)音楽(CDやカセットテープなど)
- (6)娯楽(ゲーム代・カラオケ代・遊園地入場料など)
- (7)書籍(本や雑誌など)
- (8)決めていない/わからない
- (9)その他



★第一位☆ 貯金 Q:貯金と答えた人の中で…なんの為に貯金をしていますか?  
A: わからない。。。 (残高についてもわからない人がほとんどでした)  
他に、将来一人暮らしをするため。老後の為。  
食べ物・化粧品・靴・洋服・本を買う為。との答えがありました。

★第二位☆ 音楽 Q:どんな曲が好きですか?  
A: 氷川きよし・ケミストリー・アニメーションの歌 など…

★第三位☆ その他 その他と答えた人の中で「お母さんにあげる」と言う答えが一番  
多くありました。

社会福祉法人すずらんの会では利用者の多様なニーズに応えるべく、さまざまなサービスを提供しています。その多様なサービスの中から通所授産施設(3)や地域作業所・地域活動センター(4)、訪問サービス(1)を利用している利用者に対して、給料支給日にアンケートを実施しました。そのうち101名の利用者から回答を得ることができました。

上記のグラフを見てみると、給与の使い道として(1)貯金と(5)音楽が多いようです。「貯金をするとはなんて計画的なんだ!!」と一見驚きましたが、「将来的に貯金をどうするの?」とさらに聞いてみると…、実際は保護者がほとんど管理し、必要な時に「おこづかい」としてもらっているようです。そしてその「おこづかい」をもとに生活必需品を購入したり、好きな音楽の CD や本を購入したりと、さまざまな用途に使ってています。具体的な購入物品の名前等も挙げていただきましたが、本当に多岐にわたってさまざまなものが見られました。

自分の給料をすべて利用者本人が管理することはちょっと難しいかもしれません。がしかし、利用者本人が街中やテレビ等で直接または間接的に見たり、聞いたりした情報の中から本人の興味・関心のあるものを自己選択して、自分で働いたお金を使って購入するという感覚は障害のある、なしに関わらず同じはずです。「給料日が待ち遠しい」という切実な気持ち!?は誰でも同じですよね。

さて、平成15年4月より支援費制度がスタートします。私たち施設職員もより一層のサービス向上に努めなければなりません。なぜなら、そのサービスの質の是非を問い合わせ、サービスを選択するのは一番近くにいる感性豊かな利用者のみなさんですから…。

尚、アンケートの回答方法として、担当職員が各利用者に給与(明細)を手渡す際に直接聴取する形式を取りました。

## 高齢者支援〔あいあいS〕の事業を始めました

千田 博伸



### グループホームと今後の方向性



グループホーム代表 鈴木 俊太郎

すずらんの会では現在8箇所のグループホーム（国が制度化した居宅生活支援）があり、1箇所に4～7名の入居者が暮らしています。それぞれの生活の場として自分でできることは自分で行う体験で、できることを増やしていくって欲しいと思います。これがホームの基本です。そのための支援は幅広く、根気強さが大切です。また生活面におけるサポートといつても日常的なことだけでなく、かなり深い部分まで関わらなければならず、人生そのものを支援していると言ったほうが良いかもしれません。

平成14年10月にスタートした一番新しいグループホーム、『まーぶる』は、活動センター『タートル』の保護者会で「重度の障害がある我が子達が暮らせるホームを」と希望が出たために立ち上げたホームです。重度、最重度の入居者のみのホームは今までなかったため、保護者とともに、勉強会や見学会（東京にある最重度のホーム）を行い、一年間かけて準備してきたはじめてのケースでもあり、当初はさまざまな心配を持ちながらの運営でしたが、入居者の自立度も早く、部分介助程度にまでなり、2名の世話人が交代で泊まりながら、7名の入居者で楽しく暮らしています。

現在は委託費という制度であり、福祉事務所や障害福祉課から委託される形のため、ホームは間接的な立場ですが、数年前からゴールドプラン、社会福祉基礎構造改革など、法改正がうたわれ、今年の4月から支援費制度としてスタートします。この制度に関してはまだ課題が多いですが、入居希望者が直接ホームを指定し、契約後入居できることが一番の変更点ではないでしょうか。「自己選択自己決定」が実現するのです。

しかし、自分で選んだ以上責任も、費用もかかり、支援費の一部を利用者負担として支払うことになります。またその負担額を決めるために、支給決定という手続きをし、受給者証を持たねばならなくなりました。

「施設から地域へ、人としてのあたりまえの生活を！」事業者、行政、地域などの協力のもと、入居者たちが望んでいる形造りにしていきたいと思います。一日も早く「変わってよかった」と言ってもらえる日が来ることを望んでいます。

来る平成15年4月1日より、いよいよ支援費制度の運用が開始されます。この支援費制度は、利用者の自由な選択により施設利用など各種のサービスが利用ができるものです。そのため、この制度の導入により、サービスを提供していく私たち事業者としては、これまでにも増してきめ細かなサービスの提供が求められることになります。

そのような状況の中で、すずらんの会としてはこれまでワークショップフレンドを始めとした施設や活動センターなどへの通所を中心としたサービスの展開をしてきましたが、利用者の高齢化とともに高齢者支援のニーズも高まってきて、介護保険制度によるサービスの提供が必要になってきました。そこで、新たに訪問介護サービスなど介護保険制度の事業などを開始して、これまで以上に地域に密着した幅広い活動を展開していくことになりました。

具体的には、当面高齢者在宅支援として平成15年3月1日より

- ・ホームヘルパーを派遣する訪問介護サービス
- ・ケアマネージャによるケアプランの作成を行う居宅介護支援事業

を始めました。

また、障害者支援として平成15年4月1日より

- ・ホームヘルパーやガイドヘルパーの派遣を行う知的障害者居宅介護事業
- ・ワークショップフレンドとグリーンハウスを利用するデイサービス事業

を始めていきます。

しかし、これらの事業を加え幅広く支援活動を展開するだけでは、支援費制度の目指す事業者には成り得ません。これまで行ってきた通所授産施設等でのサービスを含めて、そのサービス内容が大事になります。提供するサービスの全てのサービス品質が利用者に満足いただけるものでなければなりません。

すずらんの会職員全員が、これまでの支援経験を活かしながらも、問題に対する真摯な対応と日々改善の気持ちを忘れることなく、利用者が地域社会において自立した生活を営むことができるようになるまで、一丸となって弛まぬ努力をしていきたいと思います。

### 社会福祉法人すずらんの会 事業内容(H15.4現在)

高齢者介護	支援費制度対象事業	介護保険制度対象事業
①あいあいS (H15.3.1サービス開始) ・老人居宅介護等事業 ・居宅介護支援事業 (ケアプラン作成等)	②知的障害者支援 ③デイサービスセンター(知的障害者デイサービス事業) ・ワークショップフレンド (H15.4.1サービス予定) ・グリーンハウス	④グループホーム(知的障害者地域生活援助事業) ・リリーハイム ・ワイビレッジ ・ワジレッジ2 ・パークハウス ・パークハウス2 ・なるみハイツ ・さんとらっぷ ・まーぶる
⑤地域作業所・地域活動センター ・花暖 ・すずらんの家 ・タートル ・フィルイン	⑥訪問サービス(家庭内授産) ・フレンドリーサービス	⑦就労援助 ・就労援助(法人利用者対象) ・大和市就労援助事業受託
⑧余暇支援 ・あいあい		凡例: 太字は在宅支援サービス (公益事業)
		問合せ等連絡先 法人事務局 千田 Tel 042-749-8881

申請 田子

成年後見制度について

就労支援部 佐藤倫孝

平成15年度より、支援費制度が開始されます。これまでの措置制度と異なり、福祉サービスを利用する人自らがサービスを選択し、サービス提供者と直接契約を結ぶというものです。まだ選べるサービスの幅が狭く、様々な問題点も指摘されていますが、自分に必要なサービスを選択する際には、これまでよりも自由度は増すのではないかでしょうか。しかし、自由度が増すということは、契約に伴う責任も増すということで、自らの責任において契約内容や契約締結後に適切なサービス提供を受けているかということを把握しなくてはならないということになります。こうして文章にしてしまうと堅苦しく感じますが、私たちの生活は、全て契約により成り立っています。例えば、普段何気なく使用している水道水も、水道局と契約を結び、決められた水道使用料を支払うことになっており、もし、水道使用料の延滞が続ければ、契約違反ということで、水道は止められてしまうことになります。逆に汚れた水道水が蛇口から出てきた場合には、私達は水道局に苦情を言うことになります。しかし、契約内容を正しく把握できていなければ、契約上発生する義務を果たすことができませんし、権利を主張したり、苦情を申し立てることも出来ません。

支援費制度が開始されると、特定の福祉サービスの提供を受けようとする場合には契約が必要となります。厳密に言えば、サービス提供者と契約を結ぶことができるのは、契約者本人のみになります。しかし、これでは契約締結能力を持たない方や、判断能力が不十分な方(知的障害者や痴呆老人等)は、福祉サービス利用に関する契約を締結出来なかったり、契約締結後に適切なサービスを受けているかの把握ができない可能性があります。こうした矛盾を解消するために成年後見という制度があります。この成年後見制度とは、判断能力が不十分な方を対象として、契約の締結等を代わって行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、契約を取り消すことができるようになります。また、判断能力が不十分な方を保護する制度です。成年後見制度を利用するには、家族等が家庭裁判所に申し立てをし、必要な後見人等を選任してもらうことになっていますが、どの程度の支援や保護を受けるのかは、家庭裁判所が申立人より提出された診断書や鑑定書に基づき判断し、法律の定めに沿って決定されます。この制度により、受ける支援や保護については、本人の判断能力の程度に応じて「補助」(判断能力が不十分な者)「保佐」(判断能力が著しく不十分な者)「後見」(常に判断能力を欠く状態にある者)と分かれ、家庭裁判所が、本人を支援する者(補助人、保佐人、後見人)を選任し、後見人等に本人を代理する権限を与えることにより本人を保護するものです。

現段階では、申し立て手続きが煩雑で、高額な鑑定費用がかかる等、問題点も多く指摘されていますが、契約社会に暮らす私たちにとっては、今後とても大切な制度となってくるのではないでしょうか。